

輪島市子ども・子育て会議の概要について

1 設置根拠

幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に進めることを目的に制定された「子ども・子育て支援法」第77条に基づく合議制の機関として、輪島市では、平成25年9月議会に「輪島市子ども・子育て会議条例」を制定し、本市の附属機関として「輪島市子ども・子育て会議」を設置しました。

2 委員

子育てにおける学識経験者・関係機関からの推薦により13名、子育て当事者から公募委員2名、計15名で構成しました。

(任期：平成29年11月1日～平成31年10月31日)

3 所掌事務

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、「輪島市子ども・子育て会議」の意見を聴かなければならない。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、「輪島市子ども・子育て会議」の意見を聴かなければならない。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、「輪島市子ども・子育て会議」の意見を聴かなければならない。

→ただし、利用定員の変更の場合は、子ども・子育て会議の意見聴取は義務付けられておりません。

【輪島市子ども・子育て会議条例】

(平成 25 年 9 月 30 日条例第 35 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、輪島市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定めるものとする。

2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともにいないときは、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 会長は、必要に応じて子育て会議に関係者の出席を要請し、意見若しくは説明を聴

き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子育て会議の庶務は、福祉環境部福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営その他必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年輪島市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 19 号中「伝統的建造物群保存地区保存審議会委員」の次に「、子ども・子育て会議委員」を加える。

【子ども・子育て支援法】 (平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号)

(市町村等における合議制の機関)

第 77 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 1 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
- 2 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 43 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。
- 4 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

第 7 条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

(特定教育・保育施設の確認)

第 31 条

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

→ただし、変更の場合は、地方版子ども・子育て会議の意見聴取は義務付けられておりません。

(特定地域型保育事業者の確認)

第 43 条

3 市町村長は、第 1 項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第 61 条

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

【特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例】

(平成 18 年輪島市条例第 41 号)

別表第 1(第 2 条関係)

報酬額

区分	報酬の額
(18) 子ども・子育て会議委員	日額 6,300 円